

# 公益社団法人習志野市シルバー人材センター会員就業規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規約は、公益社団法人習志野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものとする。

### (遵守の義務)

第2条 本規約は、就業の場における職場秩序を確立し、共働共助の理念のもとにおいて就業能力を発揮するために定款の趣旨に基づき、センターの運営と会員の就業に関する必要事項を定めるものであり、会員は本規約を誠実に遵守しなければならない。

### (処遇の平等原則)

第3条 会員は就業にあたって、社会的地位、門地、性別、宗教、信条、国籍などの理由で差別的取り扱いを受けない。

第4条 削除

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 会員は、定款第5条に定められたものとする。

第6条 削除

### (健康診査の受診)

第7条 会員は、健康で就業可能な者でなければならない。

2 会員は、健康には自ら注意を払い、公共機関の基本健康診断を受診するものとする。

3 会員は、負傷又は疾病にかかり療養を必要とする場合、及び健康診断により要指導、要医療、治療中の判定を受けた者はセンターに報告するものとする。

### (就業の変更)

第8条 センターは、会員の健康状態、職務遂行能力に危惧ある場合、就業の変更を指示することができる。

2 センターは、就業機会の平等化、及び業務の都合上、別に定める基準により就業の変更を行うことができる。

3 就業の変更を行う場合は、少なくとも14日前に通知するものとする。

4 前項の場合、会員は正当な理由がなければこれに協力するものとする。

### (退会の勧告)

第9条 センターは、会員が次の各号の一に該当する場合は、退会を勧告することができる。

(1) 精神又は身体の虚弱障害により仕事に耐えられないと認めるとき

(2) 就業成績が著しく不良で、向上の意欲がないと認められたとき

(3) 本規約により遵守すべき事項に違反したとき

2 勧告をうけた本人には必要に応じて弁明の機会を与える。

### 第3章 就業

#### (仕事の受注)

第10条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けたセンターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は発注者と受注又は作業条件などにつき、直接の交渉当事者とはならない。

2 会員は、就業先などにおいて新たな仕事又は依頼者の紹介などの情報を得た場合は速やかにセンターに連絡する。

#### (仕事の配分手順等)

第11条 センターは、受注した仕事について就業希望会員とあらかじめ仕事の配分、手順、作業時間、完了予定日、配分金などについて打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。又、センターは会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書を携帯し契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切り期日までにセンターに提出しなければならない。

#### (就業日数)

第12条 会員の就業日数はセンターの臨時的・短期的の理念に基づき、1就業場所当たり1ヵ月当たり10日以内を基準とする。ただし、短期間に10日を超過することは差支えない。

#### (健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第13条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害・事故防止などに配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

#### (就業の終了及び停止)

第14条 センターは、会員が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、その就業を終了、又は停止させることができる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 就業をとりやめたいと申出があったとき
- (3) 就業の定められた期間が満了したとき
- (4) 天災事変その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき
- (5) 就業が会員の健康と福祉に反すると認められたとき
- (6) 服務上の留意事項に違反したとき
- (7) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為があったとき

### 第4章 共同作業

#### (共同作業の留意事項)

第15条 会員が共同作業を必要とする場合は、以上の就業に関する定めに加え、次の各号に留意すること。

- (1) 就業会員の作業手順、安全衛生、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打ち合わせなどにつきセンターに協力すること
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること

(3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう共同責任分担の精神をもって努力すること

(4) 就業会員が就業中、けがをし、又は身体や健康状態が異常となるなど、若しくは第24条及び第25条に相当する事故が発生するなどの不測の事態が発生したときは、速やかにセンター又は発注者に連絡を行うなどの応急の措置をとるようにすること

## 第5章 就業上の規律

### (就業の原則)

第16条 会員は、提供された仕事に対して責任を持ち、かつ共働共助の理念のもと提供された仕事を分かち合う精神を持たなければならない。

### (班長の責務)

第17条 班長は、会員の人格を尊重し、率先してその職責を遂行しなければならない。班長の選任と役割については別途定めるところによる。

### (就業上の留意事項)

第18条 会員は、就業にあたり次の各号を守り、明朗かつ規律ある就業現場秩序の維持に努力しなければならない。

(1) 自分の仕事に対しては、十分な自覚と責任を持って誠実に履行するよう努めること

(2) 互いに人格を尊重しあい、十分な話し合いを持つこと

(3) 仕事に精通し、能率増進を図るとともにセンターの仕事に資すべきことは積極的に意見を述べる  
こと

(4) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害・事故の防止に努めること

(5) 仕事の交替時に必要な引継ぎ事項は、必ず伝えること

(6) 酒気を帯びて就業しないこと

(7) 定められた就業現場においては、帽子・名札・腕章を着用し服装に留意すること

### (会員証)

第19条 会員は、就業時には会員証を携帯し提示を求められた場合は、直ちに提示しなければならない。

### (信用の保持)

第20条 会員は、センターの信用に傷つけ、又はセンターの不名誉となるような行動をとってはならない。

### (秘密漏洩の防止)

第21条 会員は、就業上知り得た業務上の機密事項、及び発注者の不利益となることは他に漏洩してはならない。

### (掲示宣伝)

第22条 会員は、センター施設内及びセンター関連の施設において印刷物の配布、張り紙掲示、又はこれと類似の行為を行おうとする場合は、事前に事務局長に届け出ることとする。ただし、業務上の連絡事項は除く。

### (就業条件の遵守)

第23条 会員は、各就業現場で定められている契約条項を遵守しなければならない。

- 2 会員は、所定時刻を過ぎての就業、及び私用により早退しようとする場合はセンター、又は班長にその旨を届けなければならない。
- 3 病気その他やむを得ない事由のため休む場合は予め休みの予定日数、及びその事由をセンター又は班長に届け出なければならない。

## 第6章 傷害保険

### (傷害保険)

第24条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 傷害を受けた会員、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

## 第7章 損害保険

### (損害保険)

第25条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財産に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

- 2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない補償は、会員が負うものとする。

### 附 則

本規約は、平成11年11月9日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成24年6月20日から施行する。